

先端設備導入計画申請セミナーのご案内

(中小企業の設備投資を支援します)

中小企業の生産性革命実現のため、中小企業の新たな設備投資を市区町村が支援をする「生産性向上特別措置法」が施行されました。中小企業が設備投資を通して労働生産性の向上を図る「先端設備等導入計画」を策定し、市区町村が認定すれば、認定を受けた中小企業の設備投資(償却資産)に係る固定資産税の特例(下記)などが受けられます。計画的な設備導入計画で、経営力の向上を図りましょう。

先端設備等導入計画 3つのメリット

①固定資産税の特例措置(税制支援)

固定資産税の課税標準を、**3年間 ゼロ**

具体的計算例

耐用年数 10年 3,500万円の機械装置の設備投資を行った場合、設備投資後の3年間の償却資産税は……

1年目	2年目	3年目	合計
439,500	349,000	277,100	1,065,600

②金融支援

中小企業者が、「先端設備導入計画」の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証が受けられます。

③補助金申請の審査で加点対象

「ものづくり補助金」、「小規模事業者持続化補助金」など申請時の審査で加点されますので、認定を受けると審査に通る可能性が高くなります。

日 時 平成30年10月3日(水) 19時00分~21時00分
場 所 伊勢小俣町商工会 研修室
講 師 税理士 北爪 仁 視 氏
内 容 ①先端設備等導入計画とは
②経営力向上計画との違い
③その他個別相談等



先端設備導入計画申請セミナー申込書

事業所名	
出席者名	
電話番号	() -
9月27日までにお申込下さい。(定員になり次第終了)	

お問合せ・お申込 伊勢小俣町商工会 《担当：竹内・高垣内・下村》
Tel 22-3619 Fax 22-3763